

三次市教育委員会議案第46号

三次市立学校児童・生徒定期健康診断実施要領の一部を改正する訓令案を次のように提出する。

平成27年2月16日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市立学校児童・生徒定期健康診断実施要領の一部を改正する訓令（案）

三次市立学校児童・生徒定期健康診断実施要領（平成16年三次市教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

本則第4中「，健康診断の実施に当たり」の次に「，学校医，学校歯科医がより効果的に健康診断を行うため，全学年において」を加え，「，学校医等の検診資料」を「，学校医等の健診資料」に，「ア 身長，体重及び座高」を「ア 身長及び体重」に改め，「ウ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無」の次に「並びに四肢の状態」を加え，

「身長・体重・座高」を「身長・体重」に，

「脊柱・胸郭」を「脊柱・胸郭・四肢の状態」に改め，「で

あって、結核に関し専門的知識を有する者等の意見により、三次市教育委員会（結核対策委員会）において必要と認める者」を削り、

「（３）結核の有無の検査について

実施学年は、小学校及び中学校の全学年において検査を実施するものとする。結核の有無の検査は、問診により行うものとし、問診を踏まえて学校医等において必要と認める者であって、結核に関し専門的知識を有する者等の意見により、三次市教育委員会において必要と認める者に対しては、胸部エックス線検査、喀痰検査その他の必要な検査を実施する。

」を

「（３）結核の有無の検査について

実施学年は、小学校及び中学校の全学年において検査を実施するものとする。結核の有無の検査は、問診により行うものとし、問診を踏まえて学校医等において必要と認める者に対しては、胸部エックス線検査、喀痰検査その他の必要な検査を実施する。

（４）四肢の状態について

実施学年は、小学校及び中学校の全学年において検査を実施するものとする。四肢の状態を検査する際は、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意する。

」に

改める。

本則第 8 を次のように改める。

第 8 諸報告の提出

健康診断実施後、その結果を所定の様式により、その都度示された期限までに報告する。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。